

学生海外調査研究	
中国唐代の獄官令に関する史料収集及び現地調査 — 京域及び陵墓の視点を中心として	
	永井 瑞枝
	比較社会文化学専攻
期間	2011年9月2日～2011年9月13日
場所	中国（西安、洛陽、北京）
施設	大明宮国家遺址公園、陝西歴史博物館、西安博物院、咸陽博物館、乾陵、乾陵博物館、昭陵博物館、漢陽陵博物館、洛陽博物館、洛陽古代芸術博物館、隋唐洛陽城定鼎門遺跡博物館、中国社会科学院、中国国家歴史博物館、首都博物館、故宮博物院

## 内容報告

### 1. 研究状況と海外調査研究の必要性

報告者は現在、日本の獄令について研究を行っている。獄令とは、古代国家の統治方針を定めた法典である律令の中的一篇目であり、罪を犯した者に対する罪状審議や、刑罰の確定、執行といった、一連の断罪過程の手法について規定したものである。いわば獄令は、如何にして犯罪に対する処罰を通して、国家の秩序を構築及び維持しようとしたか、その方針を定めた法であると言えよう。しかしながら、日本の断罪制度については、平安時代に律令の規定とは別に設けられた、検非違使による断罪のあり方に関する研究を中心に、これまで先行研究が多く積み重ねられている分野であるが、一方でこの獄令という篇目に対する評価は消極的であるという実状がある。

そこで、報告者はこの日本古代史における獄令の歴史的な位置づけを考察する目的のもと、修士論文の作成にあたって、この獄令について、主に中国の唐令との比較を通してその特質を明らかにすることを試みた。日本の律令は唐令を継受して編纂されたものであるため、獄令もまたその母法となった唐の獄官令と比較することにより、日本がどのような断罪制度の方針を想定して、実際に施行しようとしたかという点を考察した。なおその比較検討を行う際、現在既に散逸している唐令の様相を伺い知るための史料として、宋代に編纂された天聖令をその内の一つに加えて検討を行った。その検討の結果として次のことが明らかとなった。すなわち、日本では獄令を編纂する段階で、唐の獄官令の条文構成といった、基本的な断罪過程は忠実に把握していた一方で、「獄官」といったそもそもの断罪過程を支える専当官の存在に対する理解や、枷などの拘束具などの刑具及び刑罰の扱い、さらには王権の中核である京域内での断罪制度について、唐のものを改変した上で、日本独自の断罪状況を想定して、獄令の関連条文が編纂されていた。

こうした結果を受けて次に考察するべきは、こうした日唐の条文の間に観られる改変の跡が何を意味するかという点である。それを考察するにあたっては、そもそも唐の獄官令が編纂された前提状況、つまり中国における断罪制度についても理解を深めることが必須である。何故ならば、唐で獄官令が編纂するより以前から、中国では晋令からの歴代王朝で獄官令は存在しており、また罪人に施す刑罰に至っては、唐代の制度に至るまでのより長い変遷があるため、唐を始めとした歴代中国王朝の断罪制度の理解をなくしては、唐の獄官令に対する正しい評価を下せないからである。そこで唐の獄官令の理解を深めるといふ目的のもと、実際に現地の中国へ赴き、特に遺物を主とした史料収集を行う必要があると感じた。

そのため、今回は西安、洛陽といった、唐代の西都長安そして東都洛陽が置かれた地域と、現在の首都である北京を対象として調査を行うこととした。なおその調査の際には、特に報告者は、都が置かれた「京域」という空間と、「陵墓」という皇帝陵に関する遺物を中心としてその収集を試みた。この二つを今回の調査の視点としたのは以下のような理由からである。まず「京域」については、獄官令のいう断罪処理では、それが行われる地点が在京であるか否かという点について、その区別が明確になされている。このことから、在京すなわち京域が断罪制度といった場面で、どのようや役割を果たす空間として機能していたかという点を明らかにするべきと考え、着眼点の一つとして設定した。また「陵墓」については、中国の秦漢代の陵墓で、労役刑を課された罪人が、陵墓の造営に使役され、陵墓付近に埋葬されたという事例がある。そのため、そうした秦漢代における労役囚のあり方が、後

の唐代における労役刑である徒役にどのような影響を及ぼしたのか、その点について明らかにする必要があることから、もう一つの着眼点とした。さらに今回の調査にあたっては、史料収集だけでなく、北京では中国社会科学院という専門機関への訪問も予定した。この中国社会科学院では、報告者が修士論文の作成の折りに、唐令に関する重要史料として取り上げた天聖令について、その発見から現在まで継続して研究が行われている。そのためその天聖令研究について、その手法や情報を学ぶことを目的として、今回訪問を試みた次第である。

それでは次項で、その調査の内容と成果について各調査地域に分けて述べていきたい。

## 2. 調査内容

### 2.1 西安における調査研究

#### 2.1.1 大明宮国家遺址公園

大明宮とは、唐の都長安城の北東に建設された宮殿であり、皇帝の居所としての機能を持った空間である。この遺址公園では、宮殿の正南門である丹鳳門を始めとして、その宮殿内の建物が復原されているほか、出土遺物などの展示が行われている。

この内、復原された丹鳳門の見学では、門道が五本ありその巨大な規格に驚かされたが、さらに復原された門の中に設けられた博物館内では、保存された門の遺構を見学できた、その問道の数に加えて一つ当たりの道の広さにも衝撃を受けた。特にこの丹鳳門については、通用門としてのみではなく、この場で大赦が行われていたことから、大赦を行う舞台としての機能を有していたことが分かっている。こうした機能は特に玄宗期以降に顕著に見えるようになる。この大赦という儀礼については、唐の獄官令で、行う時には囚人を集めて、彼らに口頭で赦を宣告するという手続きが規定されたと考えられている<sup>1</sup>。このことから、大赦を行うという行為は、まさに皇帝の徳を知らしめる機会であり、それを行う場として、十分な高さと同規模を持つ丹鳳門が絶好の舞台装置として、玄宗期以降に利用されるようになったと言える。玄宗期は、丹鳳門以外の門楼においても、臣下に対する賜宴や軍事儀礼が行われるようになったことが先行研究で指摘されているが<sup>2</sup>、こうした時期に皇帝権力を誇示する場の一つとして、特に丹鳳門は主として大赦の開催場として利用された空間だったのである。

一方で日本では、大宝元年にこうした大赦儀礼を行うことを停止する措置が取られており<sup>3</sup>、実際に日本の養老獄令では、こうした舞台装置を用いての大赦の規定は削除されている。このことから日本と唐との間に、大赦を行う際の宮城の空間利用に対する認識に差異があったと考えられ、この点については、日唐の京城の違いを踏まえた上で、今後検討する余地がある。

この他、宮城内では、政変の起こる舞台となった玄武門や皇帝が日常の政務を掌る宣政殿、朝会を行う場である含元殿などの復原を見学することができたほか、大明宮全体を十五分の一に縮小した復原模型を観ることで、宮城全体の概観を立体的に把握することができた。

#### 2.1.2 陝西歴史博物館

陝西歴史博物館は、史前から清代に至るまでの時代に渡る、西安関連遺物が多数展示されていた博物館である。遺物として唐三彩や陶俑などが多数陳列されていたが、その中には唐代私第の建築模型の三彩も展示されており、私第のあり方を伺い知る材料を得ることができた。それを見ると、瓦葺きの屋根の建物であるほか、大門が設けられていたこと、またその建築構造が非常に複雑であったことが分かった。唐の宮繕令では、こうした建築構造に対してその規格に制限を設けていたと考えられるが、日本ではそうした制限は設けられていない<sup>4</sup>。それは両者の私第の建築構造の違いがあることに由来するものであろうと考えられ、宮城域だけでなく、私第についても両者の間には規模の差があったと分かった。

#### 2.1.3 西安博物院

西安博物院は、陝西歴史博物館と同様に西安市内に存在する博物館であるが、展示室の中心に唐の長安城の復原模型を設置して、周囲に西安関連の遺物が陳列されている。そのため、復原模型を通じて唐の長安城の全体を鳥瞰図として把握することができた。そのため、先ほど大明宮遺跡での丹鳳門の高さとその機能について触れたが、京城内では、基本的に寺院の塔を除いて、高さのある建物が確認できないことが分かった。こうした高さのある建物の建築については、宮繕令に私第での楼閣建築を禁止する規定が設けられていたことが、天聖令により明らかになっている<sup>5</sup>。一方で大明宮遺跡の見学によって、宮城内には望仙台という高さのある楼閣が設けられており、その高さは麟徳殿や含元殿を凌ぐほどのものであったことが明らかとなった。このことから、前述の私第への規制と同様に、建物の高さに関する規制を通して、より一層宮城という舞台装置を誇示するための京城空間が人工的に作られていたと考えられる。

#### 2.1.4 咸陽博物館

咸陽は、秦代に都が置かれた地域であり、この博物館では秦漢代の遺物を中心とした展示が行われ

ている。中でも前漢兵馬俑館という展示では、有名な秦始皇帝陵より小規模であるが、出土した兵馬俑を見ることができた。秦始皇帝陵は今回調査先としては行くことができなかったが、この博物館の見学により、秦代から継続した兵馬俑を持つ、漢代の墓域のあり方について理解を深めることができた。漢代の兵馬俑もまた騎馬や武具を持つ様子を伺うことができ、後述する「刑徒墓区」の存在と併せて、皇帝の墓というものが中国の歴代王朝でどのような空間として捉えられていたか、今回調査した唐代の陵墓の概観と併せて今後検討を深めていきたい。

### 2.1.5 乾陵、乾陵博物館

乾陵は唐の第三代皇帝高宗と、則天武後の合奏陵である。乾陵は陵墓へつながる神道の両側に人馬像が荘厳に並べられており、陵墓域の中心として整備されたことが分かる。また陵墓の南門手前には石像の六十一蕃臣があり、彼らの頭部は破壊されていたが、唐代の服飾の様相を知ることができた。天候不順により、調査時には南門より北に見ることできる陵体を見ることが叶わなかったが、その陵体へと連なる陵墓域の一部を見ることができ、その整備に対する規模の大きさを体感することができた。また乾陵博物館では、乾陵の陪葬墓の一つである永泰公主墓の中を見学することができ、陪葬墓と雖も、その内部全体に渡り唐代の官人が描かれた壁画や、女官の絵柄が施された石椁の外壁などが確認できるなど、当時の墓域に対する整備の重要性が明らかとなった。

### 2.1.6 昭陵博物館

昭陵は唐の第二代皇帝太宗の陵墓である。この昭陵自体は見学することができなかったが、その出土遺物や石碑を見るため、今回昭陵博物館を訪れた。出土遺物の中では、壁画なども展示されており、乾陵と同様に唐代の官人及び女性などが描かれていたが、中には舞や琵琶などの楽器を演奏する様を描いたものもあった。こうした壁画の内容や、また他の施設で確認することができた陶俑などの墓域からの出土品の姿を見ることによって、墓域の中で官人らの日常のあり方が表現されていたことを感じることができた。

### 2.1.7 漢陽陵博物館

漢陽陵博物館は、前漢第四代皇帝景帝の陵墓及びその遺物を展示した博物館である。

ここに展示された遺物の中で注目すべきが、陽陵の陵墓域と 1.5 キロメートルほど離れた場所にある刑徒墓区から出土した枷である。このような陵墓に付随した刑徒墓区の存在は、秦の始皇帝陵や後述する洛陽の後漢代のものが知られるが、しかしながら囚人の拘束具である枷が出土した例は珍しく、今回の陽陵博物館で実物を確認することができたことは厚遇であった。展示されていた枷は、足枷である鈇と首枷である鉗の二種類である。どちらも鉄製であり、錆びはあるものの、枷としての形態を鮮明に残している。こうした拘束具の着用については、唐の獄官令では労役刑につく場合に鉗を用いることが規定されているほか<sup>6</sup>、これらの規格の基準も明確に設けられている<sup>7</sup>。ただ、鉗の重さが八両以上一斤以下とあるように、漢代の鉄製のものと比べると非常に軽量化されている。そのため唐の鉗は鉄製ではなく「枷」の字が木偏で表されるように、木製であったと考えられる。そもそも刑徒墓区に拘束具を着用させたまま埋葬していることから、漢代の鉄資源の豊富な状況が伺える。しかし唐代の規格規定からは、当時の鉄をめぐる状況には変化が生じていたと思われる。大明宮遺跡では鉄釘の出土を確認したが、こうした刑具に関する鉄資源は窮乏していたのかもしれない。

## 2.2 洛陽における調査研究

今回洛陽での調査にあたっては、洛陽理工学院の日本語学科に在学されている班閃閃さん、孫李華さんの両名の方からの助力を得た。お二人とご紹介して頂いた宇都宮美生先生には、この場をお借りして御礼申し上げます。

### 2.2.1 洛陽博物館

今回訪れた洛陽博物館は二〇〇九年に開館された新館であり、後述する北京の国家博物館や首都博物館に匹敵するほどの建物規模を持った博物館であった。新館であるが故か、博物館では珍しく入館の際に荷物検査も行われた。博物館内では、史前から始まり宋代までの、洛陽に都が置かれた時代全域を網羅した展示が行われている。

その展示物の中で、今回は後漢の洛陽城南郊の刑徒墓区から出土した磚の実物をみるることができた。この磚には、刑徒墓区に埋葬された罪人の氏名、死亡年月日、刑罰名などが書かれているため、当時の労役刑のあり方を示す貴重な史料として注目されてきたものである。実物はまさに建築に用いられる磚の断片であることが分かり、建築時で不用になったものを再利用したことを物語る。こうした磚が罪人とともに埋められた事は非常に興味深い。唐の獄官令によれば、罪人の死亡時にはその埋葬地の上に姓名を書いたものを立てることになっているが<sup>8</sup>、この磚は土中に埋められたものであり、獄官令のいうそれとは性格が異なる。陽陵の罪人が拘束具を着用したまま埋葬されていたことを併せて考えると、彼らは死後もまた罪人として使役される者として、刑徒墓区にこのような磚や拘束具を持ったまま埋葬されたと推測される。それは陵墓や労役刑の性格を考える上で重要な点と思われ、今後も

検討を深めていきたい。

ところで、こうした充実した遺物を持ちながら、当博物館では図録が発刊されていなかったため、これら遺物の情報を紙媒体として入手できなかったのが心残りであった。早期の発刊を切に望むところである。

### 2.2.2 洛陽古代芸術博物館（旧古墓博物館）

この博物館は旧名が示す通り、洛陽周辺から発掘された墓葬を集めた博物館であり、地下にはその墓葬の内部が移築展示されている。長期に渡り洛陽に都が置かれたことから、その周辺の陵墓の数も多く、この博物館に展示されていた墓葬空間も、様々な種類があり非常に見応えのあるものであった。特に墓葬内部の壁画や石刻画などが見学できたほか、また副葬品の遺物も同様に並べて展示されていた。中には鎮墓獣といった陶俑も置かれていた。鎮墓獣は唐の陵墓の壁画にも描かれていることから、日本とは異なる副葬品の姿を見ることができた。

### 2.2.3 隋唐洛陽城定鼎門遺址博物館

この博物館には、洛陽が東都として置かれた時代、その京城の正門にあたる門であった定鼎門の遺構が保存されている。門の一階部分で保存された遺構を見学することができる他、二階部分では洛陽城の模型があり、当時の東都洛陽城の様相を立体的に確認することができた。

中でも興味深かったのはこの門から発見された駱駝の足跡である。洛陽以外の博物館でも駱駝に乗った胡人の陶俑を多く見ることができたが、こうした交流が実際に洛陽でもあったことを実際に感じられる史料であった。こうしたことから、唐代の流通を考える上での起点としての洛陽城の重要性を考えるに至った。刑罰に関して言えば、流刑を行う際に起点からの配置距離を想定するようになったのは、洛陽を併せた複都制を採用した北周の制からであり、それは二つの都という中心点から周縁への流通路に沿った制度と考えられる。今回の洛陽の訪問によって、こうした流刑についても多くの考えるべき視点を得たので、今後の研究に活用したい。

## 2.3 北京における調査研究

### 2.3.1 中国社会科学院

中国社会科学院では、天聖令の研究会に参加させて頂くことができた。今回の研究会では倉庫令の条文を対象としたものであり、今回報告者らの参加を勧めてくださった黄正建氏を始め、中国社会科学院にて天聖令研究を行っている、多くの研究者及び学生の方々と交えて、演習及び活発な討論が行われた。日本の天聖令に関する研究会では、天聖令という宋令から如何に唐令を復原するかという点に特に焦点が当てられているが、今回は宋令ではなく不行唐令を対象にして、その唐令としての条文内容から唐制を明らかにすることに注目して論議が行われていた。

また今回の訪問によって、当機関で獄官令を研究されている方が男性でお二人もいることを知った。日本では獄官令を辻正博氏が詳細に研究されているが、やはり獄令含めて研究が盛んとは言えない状況である。中国でのこうした研究状況を聞いたことを契機として、報告者も自身の研究を推し進め、また今後お二方のご意見を伺えることを望む次第である。今回の調査研究には、単に学術的な調査というだけでなく、国際的な女性リーダーの育成という目的も含まれている。まさに今回の調査研究による中国での刺激を受けて、国際的な学術交流を行える研究者となるべく研究に精進したいと思うに至った。

### 2.3.2 中国国家博物館

この博物館はその名の示す通り、中国各地から出土した史前から現代に至るまでの遺物が展示されており、その数は国家博物館という名に相応しい規模であった。そのためここでは多くの史料情報を得ることができたが、全てを述べるには紙幅が足りないため、春について報告したい。

春は唐代の女性がつく労役刑として獄官令に規定されていたと推測されている行為であるが<sup>9</sup>、この春を行っている後漢代の女性の陶俑を確認することができた。こうした春を行う女性像は唐代の絵画にも見えることから、春が女性の基本労働の一つとして見なされていたことが分かる。前述の刑徒墓区のあり方から分かるように、漢代の労役囚は多くが男性で、彼らは陵墓の土木事業に従事していたが、獄官令でも男性は土木事業の労役につくと規定されている<sup>10</sup>。こうした点から、唐代の獄官令という労役刑と漢代の労役刑との関係性をより強く考える必要性を感じるに至った。

### 2.3.3 首都博物館

首都博物館は現在の首都である北京から出土した遺物を中心に展示した博物館であるが、唐代以前の遺物も展示されており、石で作られた二重楼閣を持つ建物を模した遺物もあった。このことから本来、中国では楼閣などの高層の建物を持つことが別段珍しくなかったと考えられる。むしろそのために、人工的に造られた京城内では、建物の規格を規定する必要があったと推測される。

また、この博物館内の書籍販売は非常にその種類が充実しており、北京だけでなく西安の一部の博物館の図録や洛陽の考古遺物の報告書なども入手できたことは幸いであった。

### 2.3.4 故宮博物院

故宮博物院は明清時代の皇帝の居城とされた場所である。しかし、門の樓閣など唐の大明宮などに見られる宮城の要素を受け継いでいる建築構造を確認することができた。また大和殿などの建物の多くに日時計が置かれており、古代の王朝と同様に、時間に対する支配というものが王権の権力を表す一つの指標とされていることが分かる。また、故宮博物院の敷地内にて開催されていた、中国古代司法実物展を見学したが、故宮博物院公式の展示であるかという問題があるため、ここでその詳細を述べることは避けた。

なお、今回の調査にあたってはこれまで御名前を挙げた方以外に、多くの方々からあらゆる面で助力を頂き、そのおかげで今回の調査を大変充実したものにする事ができた。改めて御礼申し上げる。

### 3. 今後の展望

今回実際に現地でも遺跡や遺物を確認したことにより、獄官令に関する参考史料の数々を入手することができ、その結果獄官令の条文内容について考える上での示唆を多く得ることができた。

現在報告者は修士論文の一部を改稿して、これまで先行研究で問題とされてきた獄令と、同じく律令の一篇目である公式令に見える断罪制度関係の条文の関係性について考察を行っており、しかるべき学術雑誌への投稿を予定している。その中で報告者はこの獄令と公式令の関係性から、古代日本では日本独自の断罪権の確立を図っていたと推測しており、それによって京域内の行政を掌る京職の断罪権が国司よりも低下していたという論を展開している。こうした京職の権限の背景には、日本独自の京域空間の捉え方が影響していると考えられるが、それが今回の調査によって明らかとなった唐の京域の空間利用とはどのような面で異なるのか、獄令及び獄官令に見える「在京」すなわち京域に関する条文について改めて検討を加え、現在の研究を更に深化させていきたい。

また修士論文では徒刑や流刑についての獄令条文を取り上げたが、日唐間の違いを確認した一方で、その背景について考察を深めるには至らなかった。しかし、今回史料収集を行ったことによって、それらの刑罰に関する検討材料を手に入れることができた。そのため、今後は歴代王朝の刑罰の変遷を理解した上で、唐代の徒流刑の刑罰の規定及び実態を考察し、日本との差異の背景について掘り下げたい。

そのほか、日唐の律令比較研究を行っている研究会においても、引き続き獄令及び獄官令の比較研究の報告を行いたいと考えている。そして最終的に博士論文として、徒流などの刑罰形態も含めて、獄令及び獄官令の断罪過程の概観を明らかにしていきたいと考えている。

### 注

1. 雷開「唐開元獄官令復原研究」『天一閣藏明鈔本天聖令校証』下冊 中華書局 2006年
2. 穴沢彰子「唐代皇帝生誕節の場についての一考察」『都市文化研究』3号 2004年
3. 『続日本紀』大宝元年十一月乙酉条
4. 牛来穎「天聖當繕令復原唐令研究」『天一閣藏明鈔本天聖令校証』下冊 中華書局 2006年、養老當繕令3私第宅条
5. 牛氏前掲論文
6. 『宋刑統』名例律卷三
7. 『宋刑統』断獄律卷二十九
8. 天聖獄官令不行唐令四条
9. 雷氏前掲論文
10. 『宋刑統』名例律卷三

ながい みづえ／お茶の水女子大学大学院 人間文化創成科学研究科 比較社会文化学専攻

### 指導教員によるコメント

永井瑞枝さんの修士論文は、近年中国で発見され唐令を含むことでも注目されている北宋の天聖令を新しい史料として、犯罪に関する日本の獄令と唐の獄官令を比較することによって、日本古代の国家や社会の特質を明らかにした優れた論文であった。

今回の海外調査研究では、唐獄官令について京域と陵墓の視点から関係史料を蒐集し、現地調査を行うことができた。京域についての現地調査によって、大赦儀礼が行われた丹鳳門など京域の空間利用や、乾陵や昭陵など唐の皇帝陵と京域との位置関係を立体的に把握し、日本との違いを明らかにし

たことは、日本の都城を掌握する行政組織である京職の断罪権の特殊性とも関連しており、今後研究の深化が期待できる。また、長安と洛陽の陵墓周辺に存在する陵墓造営に使役された刑徒が葬られた刑徒墓区についての資料を収集したことは、獄官令の研究を実態的に進めて行く上での重要な手がかりとなるだろう。

さらに、北京の中国社会科学院歴史研究所を訪問し、天聖令刊本を編纂した研究者たちと交流して天聖令に関する最新の研究成果を入手し、研究ネットワークを築くことができたことは、今後、唐の獄官令と日本の獄令の比較研究を発展させて博士論文を作成していく上で何よりの成果であったと言えることができる。

(お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科 (文化科学系)・古瀬奈津子)